

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年4月3日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県知事湯崎英彦が県職員の中央警察署と県庁の間及び県庁と市民病院の間の斜め横断に付き職員等に指示したことが分かる全ての文書（以下『本件請求文書』という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年4月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年5月3日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

湯崎英彦及び県職員の組織的隠ぺいは明白である。これまでの経緯からも当然に文書は存在する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

職員による道路の斜め横断について、あなたから電話や来庁等で指摘を受けているところではあるが、その都度総務課で情報共有し、関係課がある場合は、関係課へ情報提供している。

知事への報告（実施機関の内部組織である各部署が重要案件を上司である知事へ報

告することをいう。以下同じ。)であるが、広島県決裁規程(昭和38年広島県訓令第32号。以下「決裁規程」という。)第8条第1項の別表2「課長専決事項」の21に基づき各課において判断しており、実施機関による個別具体の判断を要するものではないことから、いずれの課も知事への報告は行っていない。

したがって、実施機関から職員への指示も行っていないため、本件請求文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が、自らが指摘し続けている実施機関の職員による道路の斜め横断に関し、実施機関が職員に対して何らかの指示を行ったことが分かる文書の開示を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は、職員による道路の斜め横断については、知事への報告を行っておらず、実施機関から職員への指示も行われていないため、対象となる行政文書を作成していないとして、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、実施機関及び実施機関の職員が組織的に隠ぺいを行っており、対象となる行政文書は存在する旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

職員による道路の斜め横断について県民から指摘を受けた際の実施機関の対応について、総務課に確認したところ、指摘の対象となった職員による行為に係る知事への報告は、決裁規程第8条第1項の別表2「課長専決事項」の21に規定される課長専決事項であり、このことについて知事に報告する必要性については、総務課から情報提供を受けた関係課の課長が判断することであるという。その上で、いずれの課長も知事に報告する必要はないと判断して、報告を行っていないことから、報告を受けていない実施機関から職員に対する指示も行われておらず、本件請求文書は存在しない旨説明する。

当審査会において決裁規程を見分したところ、同規程第8条第1項の別表第2の21において、課長は所掌事務における申請、通達、副申、報告、催告、通知、照会、回答、届出等について専決(特定の事務について、常時実施機関又は受任者に代わって決裁すること)できるとされていたが、当該規程が、実施機関の事務部局における事務の決裁について定めたものであるから、この規定は、課長が所掌事務に関して対外的に行う申請、通達等を指すものであると解するのが適当である。

そうすると、総務課の説明の趣旨が、職員による道路の斜め横断についての知事への報告は、決裁規程第8条第1項別表2の21に規定する「報告」に当たるというものであるとすれば、この場合の「知事への報告」は、実施機関内部での上司への報告に当たるものであり、実施機関として対外的に行う報告とは異なるものであるから、この点において合理性を欠くものであると認められる。

一方、当審査会において、職員による道路の斜め横断に係る実施機関の対応につい

て確認するため、実施機関の懲戒処分の指針となる広島県職員倫理要綱（平成10年12月18日制定）や人事院の懲戒処分の指針（平成12年3月31日制定）を見分したところ、懲戒処分の対象となる行為の中で、交通法規違反として挙げられているのは、飲酒運転や人身事故、著しい速度超過等の交通法規違反であり、道路の斜め横断については明記されていなかった。そうすると、職員による道路の斜め横断については、公務員としての自覚に欠ける行為であるものの、直ちに実施機関における懲戒処分の対象となるものとは認められない。

一般に、職員による不適切な行為のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分相当の非違行為に至らないものの指導については、当該職員の所属長に委ねられているものと考えられる。

本件においても、所属の職員による道路の斜め横断について、県民から指摘があった旨の情報提供を受けた関係課の課長が、所属長として自らが対応する事柄であると考へ、事実確認や当該職員に対する注意喚起、あるいはそうした指摘があったことやその後の対応に係る知事への報告について、その要否を判断したことは、不合理ではない。

以上のことから、職員による道路の斜め横断に係る指摘に対してどのように対応するかについては、情報提供を受けた各課において判断しており、いずれの課も知事への報告は行っていないから、実施機関から職員への指示も行われていないという実施機関の説明は、不合理なものとは認められない。

よって、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 7. 25	・ 諮問を受けた。
30. 9. 25 (平成 30 年度第 6 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 23 (平成 30 年度第 7 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授